

# 御社の就業規則は大丈夫ですか？

今の御社の就業規則は、社会状況の変化、法改正に対応したものになっていますか？  
 会社のルールが、これらに対応していない場合、時にはトラブルとなることもあります。  
 表は、基本的なチェック 10 項目です。まずは、簡単な自己診断をしてみてください⇒



	チェック内容	Yes	No
1	育児休業規程に、今年6月の育児休業法改正施行に対応した、「パパ・ママ育休プラス」がない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	労働時間について、給料支払のトラブルを予防するための記載がない。 (法定外労働と所定外労働、振替休日と代休が区別されていない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	同じ人が、同じ理由で繰り返し休職を行う場合の取扱いについて、休職期間通算の取扱い、復職の具体的な判断方法・手順の記載がない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	セクハラ・パワハラを防止するための記載がない。 (相談窓口が記載されていない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	営業機密保護や個人情報保護についての記載がない。 (退職後の、守秘義務について記載がない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	業務で車両を使用しているが、車両運転管理に関する記載がない。 (社員が、会社の車を利用することについて記載がない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	服務規定(心得)、懲戒事由を改定したことがない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	定年が 60 歳のままで再雇用についての記載がない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	正社員と異なる処遇を行っているパートタイマー・アルバイト用の就業規則がない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	雇用保険関係の助成金をもらえるための記載がない。 (正社員への転換制度や育児休業者の処遇について記載がない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



⇒いかがですか？もし結果に一つでも「Yes」がある場合、御社の就業規則は見直す必要があるかも知れません。  
 一度これを機会に、具体的なお相談・変更などを行ってみませんか？  
 当事務所では、作業に応じた料金設定を明確にしておりますので、安心してご相談下さい。

**★今回ご相談・ご依頼を頂いた企業様には、もれなく就業規則作成ポイントの冊子をプレゼント★**



..... 以下ご記入の上、FAXにてご返信下さい。受信後3日以内にご連絡いたします。 .....

御社名				
ご担当者	部署	役職	氏名	ふりがな
電話番号	市外局番よりご記入下さい			
住所	〒			

<ご希望の内容にチェックを入れてください>

今後案内不要

	内容	内容詳細	料金(税込)	話を聞きたい	依頼
1	ご相談	原則として事務所に来所いただき「就業規則」全般のご相談に応じるものです。就業規則全体のチェック、修正・変更作業は含みませんので、個別具体的な人事労務問題に対して、現行の規程をどのように使ったら良いか、今後どうしたら良いかお悩みの会社様にお勧めです。	30分まで無料 ※以降 30分毎に 5,250円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	法令と記載内容のチェック (書類による 適法性チェック)	就業規則等諸規程一式、労働契約書及び事前にご記入いただくチェックシートの内容が、現行の法令(義務規定)に違反していないか、諸規程の記載内容に矛盾がないかをチェックし、どのように改定を行えば良いかについて報告します。 聞き取り及び具体的な変更・改定作業は含みませんので、就業規則の状況を簡易に診断してみようとお考えの会社様にお勧めです。※書類は、全てコピーをお預かりさせていただきます。	36,750円 ※資料受領後 約2~4週間で報告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	改定作業	上記2のチェックを行ったのちに改定版就業規則を2部作成します。面談による聞き取り・解説・提案は含みませんので、法令の改正に対応した就業規則に改定しておきたいとお考えの企業様にお勧めです。	52,500円 ※資料受領後 約2~4週間で作成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 2、3の作業につきましては、就業規則、付属規程、労使協定、労働契約書を含めA4×20頁迄(改定前)の料金です。  
 20頁以上の作業につきましては、別途お見積させていただきます。

※ 就業規則の一から作成、会社の実情をより反映させ活き活き職場をつくるための聞き取り・解説・提案・運用指導を含めた就業規則改定も行っています。まずは、お気軽に何でもご相談下さい。

FAX : 078-333-4864

あるく社会保険労務士法人(FAX 受付窓口)

神戸市中央区三宮町 1-1-1 百十四銀行ビル

やまと社会保険労務士事務所

神戸市兵庫区駅前通 5-3-15

この用紙にご記入頂いたお客様の個人情報は、就業規則問合せ情報(氏名、事務所名、連絡先)として登録させていただきます。  
 この情報は本FAXおよび今後当事務所が提供する人事労務サービスのご案内のみに使用し、他の目的には一切使いません。